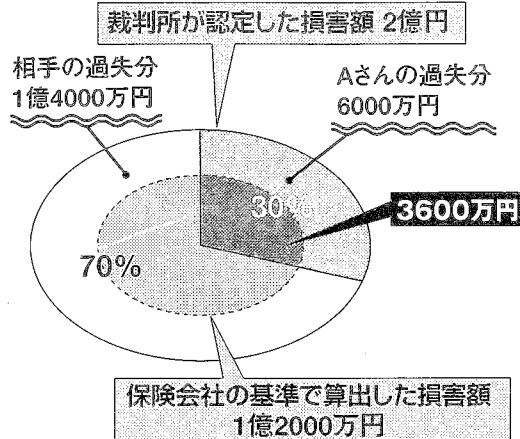


# 自動車「人身傷害補償保険」の支払いに大差

## 大手損保6社に聞いた「人身傷害補償保険」の支払額



### 各社に質問したモデルケース

交通事故で1級の重度障害を負ったAさん。相手の運転手に対して裁判を起こしたところ、判決で2億円の損害が認められた。しかし、Aさんにも30%の過失があると判断されたため、賠償金は6000万円(2億円×30%)が引かれて支払われた。Aさんは自分の車にかけている自動車保険に、限度額1億円の「人身傷害補償保険」をつけているが、この場合、Aさんの過失分は、この保険の支払いの対象になるのか。支払いの対象になる場合、具体的な金額はいくらになるか。(ただし、保険会社が自社の基準で算出したAさんの人身傷害の損害額は1億2000万円と仮定する)

### 問:Aさんの過失分は保険で支払われる?

支払う	支払わない
<p>東京海上日動</p> <p>三井住友海上</p> <p>日本興亜損保</p> <p>富士火災</p> <p>損保ジャパン</p> <p>支払額 3600万円</p> <p>=1億2000万円×30%</p>	<p>あいおい損保 → 支払額0円</p> <p>(1億2000万円 - 1億4000万円 &lt; 0円のため)</p>

※1 三井住友海上は「業務停止処分中」を理由に正式回答を拒否。支払額は筆者の取材による

※2 損保ジャパンは判決内容を確認し、当事者間での主張・立証が十分されていると判断されれば、判決額(裁判所認定損害額)を尊重するので、この場合、支払額は6000万円になる、と回答

※3 自社基準で算出した損害額より、相手側から受け取る(過失相殺後の)損害賠償額が上回っている場合、支払い対象とならない

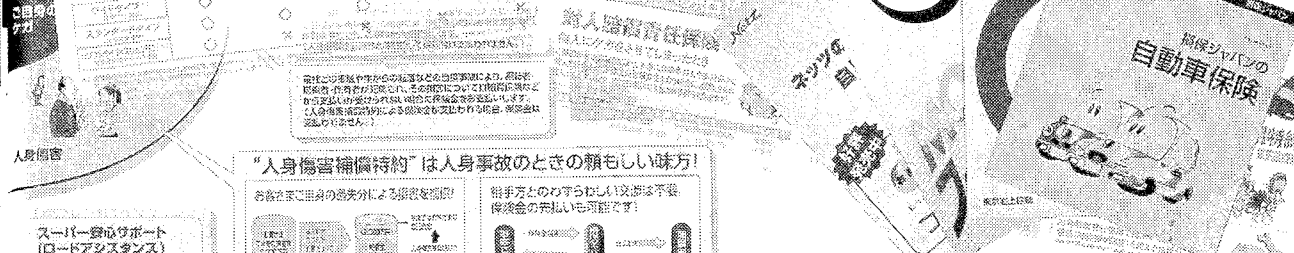
# あい 他社が

「人身傷害保険(人傷)は、約款に定められた基準に従い損害額を算定し、そこから、被保険者が加害者側(自賠責保険含む)から受けた賠償額を差し引いた額を補償する保険。なお人傷における支払額は保険金額が限度となる」

つまり、今回のモデルケースの場合、自社で積算した損害額(1億2000万円)が相手からの賠償受領額(1億4000万円)を下回ったため、支払い対象にはならないという考え方だ。

# おい損保の超払い渋り

## 3600万円のケースで0円



任意の自動車保険に入っているドライバーなら、「人身傷害補償保険」という名前を聞いたことがあるだろう。自動車運転中の事故だけでなく、同乗中、歩行中などさまざまな事故で、「本人の過失割合にかかわらず補償してくれる」という、新しいタイプの保険だ。

この保険について、国内大手損保6社に、ある事故のモデルケースを示して、保険金をいくら支払えるかと同じ質問を試みた。

その結果は、左の図のように驚くべきものになった。東京海上日動など5社が基本的に「3600万円を支払う」と回答したのに対し、あいおい損保1社だけが「支払いの対象とはならない」「つまり「0円」と回答してきたのだ。

国内損保の自動車保険は、個人向け商品の場合、会社が違うと保険料率や約款はほぼ同一だ。それがなぜ、支払時にこれだけの差が出るのだろうか。

人身傷害保険は1998年、東京海上(現・東京海上日動)が、「契約者の過失をカバーする『完全補償型保険』」と銘打って、業界で初めて販売を開始した。当時、この保険の開発に携わった東京海上の担当者は、筆者が97年に本誌で連載した、「こんな自賠責保険ならいい」という告発ルポが商品開発のきっかけのひとつだったと話してくれた。

このルポは、「死人に口なし」とばかり死亡した側に過失が押しつけられ、自賠責保険すら受け取れない被害者が多数いることを問題にしたものだった。それが人身傷害保険をつけることによって、過失があるときも自分がかけている自動車保険会社から保険金を受け取ることができ、まさに業界初の「完全補償型」保険であるというのが、担当者の説明だった。

この保険はたちまち人気商品となり、他社も「右に倣え」とばかり「過失分を補填する保険」をセールスポイントに、「人身傷害保険」という名の商品販売し始めた。

実際に、訴訟にならず、当事者間の話し合い(示談)で解決した場合も、双方で取り決めた過失割合が適正であれば、ほとんどの会社は約款どおり自社の基準で損害額を算定し、契約者の過失分を補填している。

ところが、あいおい損保だけは、単純に「過失の補填」をするという考えはしていないようだ。同社はモデルケースで「支払わない」理由について、こう回答し

## パンフレットは 全額補償と明記

た損害額(1億2000万円)が相手からの賠償受領額(1億4000万円)を下回ったため、支払い対象にはならないという考え方だ。

その一人であるAさん(事故当時19歳)のケースはこうだ。乗用車の助手席に乗っていたAさんは、運転者が起こした自損事故によって脊髄を損傷。腰から下が完全に麻痺する重度の後遺障害(労働能力喪失率100%Ⅱ級)を負った。民事裁判の判決で、逸失利益、慰謝料、介護料など、約2億円の損害が認められた。しかし、被害者であるAさんにも、シートベルト不着用など30%の過失があるとされ、加害者(運転者)側から30%(約6000万円)

減額された約1億4000万円の賠償金が支払われた。Aさんはあいおい損保の人身傷害保険を契約していたため、判決が確定した直後、同社に過失分の支払いを請求した。ところが、同社は「支払えない」と回答。Aさんの代理人に届いた通知書には、次のように記されていた。

「人身傷害保険は、対人賠償における過失相殺額を補填するものではありません」

Aさんの母親は憤りを隠せない様子で語る。

「当時、うちの車が契約していた人身傷害の保険金額は3千万円でしたが、1級障害に認定された場合、限度額は2倍の6千万円に引き上げられると明記されていました。ですから、息子の過失分はほぼ人身傷害保険で補填できるのだからと安心していただけです。契約のときには過失をカバーするとはっきり説明を受けたのに、なぜ払えないのか。説明もないまま2年以上も

**人身傷害補償保険**

「相手のいない単独事故の場合」  
 ○相手と接触した状態で発生した単独の交通事故で、相手側の過失が60%以上、かつ、自身の過失が40%以下であった場合、自身の損害賠償請求額は5,000万円となります。

「相手のいない単独事故の場合」  
 ○相手と接触した状態で発生した単独の交通事故で、相手側の過失が60%以上、かつ、自身の過失が40%以下であった場合、自身の損害賠償請求額は5,000万円となります。

「相手との接触が不要です」  
 ○相手との接触が不要です。

放置されてしまいました」  
 実は、図にある今回の損保会社への質問は、この事故をモデルに、契約者であるAさんにいくら支払われるかを、6社に尋ねたものだった。その結果、あいおい損保以外の各社は、この保険の規定どおり、各社の基準によって算定した損害額（1億2千万円と想定）の30%である3600万円を支払う、と回答した。Aさんのような重度障害を負った被害者にとって、36

00万円の開きはあまりに深刻な差異ではないか。実は、損保ジャパンの回答も当初は、あいおい損保と同様、自社の算定した損害額が上回った際に支払うという考え方から、「支払いの対象にはならない」というものだった。が、5日後に広報室が回答を変更。

「実務上は裁判所の損害認定額を尊重している」として、支払額を裁判所が認定した損害額（2億円）からの減額分「6千万円」に大幅に訂正してきた。そこで再確認をすると、「基本は3600万円。6千万円の場合もある」とのこと。しかし、最初の回答から見ると、過去に「0円」で処理されたケースもあるのではないかと、そう質問してみたところ、やはり、「ないとはいえない」という曖昧な回答が返ってきた。

損保ジャパンとの契約者

も、人身傷害保険金の請求および支払い漏れなどがなければ、確認が必要だろう。では、あいおい損保は、他社と違って人身傷害保険が「過失部分を補填する保険ではない」ということを契約者に説明しているのだろうか。いくつかの窓口で調べてみた。

まず、あいおい損保の大株主でもあるトヨタ自動車系列の、大手販売会社数社を訪ねた。ここでは、あいおい損保と、東京海上日動損保ジャパン、三井住友海上の計4社の保険を扱っていた。窓口で対応した営業社員に各社の違いを聞くと、こう説明した。

「新車の販売時にお勧めしている個人向けのスタンダードな自動車保険のセット商品には、各社とも人身傷害保険が組み込まれていますが、保険料も補償内容も商品内容もほとんど同じだ」と説明しています。

「各損保会社の営業担当の説明に基づき、どの社の商品も過失を補填する保険だ

と説明しています。支払い基準に差があるという話も聞いたことがあります。このとき手渡されたあいおい損保のパンフレットには、円グラフの図解入りで、「相手と自身の過失割合が60・40、ご自身の総損害額が仮に5000万円であった場合」

「あいおい損保が全額補償5000万円」と明記されている。これを見れば、誰しも相手からの賠償額にわからず、過失が補填されると認識するだろう。

**会社の内部でも  
ちぐはぐな説明**

ちなみに、前出のAさんも、トヨタ系列の販売店で車を購入した際に、あいおい損保の自動車保険を勧められたという。

また、パンフレットに保険の問い合わせ先と書かれていたIOI倶楽部にも電話をして尋ねてみると、「過失を補填する保険で、

「人身傷害保険は過失を補填する保険です。ご質問いただいたモデルケースの場合でも、訴訟前に当社に請求していただければ、支払い対象になります」という。いずれも、広報が損害調査のセクションに確認して回答してきた内容と、根本的に異なっていたのだ。

同社内部で人身傷害保険についての認識が一致していないのか。それとも、契約するときは「払えます」と説明し、実際に請求すると、「払えない」と認識を変えているのだろうか。いずれにせよ、これでは「悪

徳商法」といわれても仕方がないだろう。

交通事故を専門に手がける古田兼裕弁護士は、同社の姿勢を厳しく批判する。「あいおい損保における人身傷害保険の支払い拒絶は、単なる間違いや誤解ではなく、会社としての組織的な対応だと思えます。私は同様の訴訟をいくつも抱えています。が、あいおい損保だけは被害にあった契約者に対して、例外なく『過失を補填しない』と回答してきます。なにより問題なのは、営業の現場で払うというっておきながら、実際には支払わないという現実。これは

過失分を補填すると読み取れるあいおい損保のパンフレット

00万円の開きはあまりに深刻な差異ではないか。実は、損保ジャパンの回答も当初は、あいおい損保と同様、自社の算定した損害額が上回った際に支払うという考え方から、「支払いの対象にはならない」というものだった。が、5日後に広報室が回答を変更。

「実務上は裁判所の損害認定額を尊重している」として、支払額を裁判所が認定した損害額（2億円）からの減額分「6千万円」に大幅に訂正してきた。そこで再確認をすると、「基本は3600万円。6千万円の場合もある」とのこと。しかし、最初の回答から見ると、過去に「0円」で処理されたケースもあるのではないかと、そう質問してみたところ、やはり、「ないとはいえない」という曖昧な回答が返ってきた。

損保ジャパンとの契約者

容の判決を下した。判決文には、あいおい損保が依頼した調査会社が、撮影禁止の保護施設内で被害者の行動をビデオで隠し撮りしたり、被害者の家の室内を玄関先から無断で撮影したりしたと述べられている。

万一、加害者になったとき、自分の契約している保険会社が被害者にこうした対応をとったら……。そんな想像をしただけでぞっとする。契約者のみならず、被害者への支払いを抑えるためには手段を選ばない同社の体質も、厳しく糾弾されるべきだろう。

今年になって、損保ジャ

パンや三井住友海上が、保険金の不払いなどにより、金融庁から業務停止命令を受けている。だが、1件あたり数千円にも及ぶ不払い金額や販売方法からすると、今回浮上した問題のほどが相当悪質だといえるのではないだろうか。

古田弁護士はこうも語る。「あいおい損保の自動車保険契約者は、同社はいざというとき人身傷害保険を支払わない会社であるという認識を持つべきです。ほぼ同じ保険料を払いながら、補償の範囲が他社と比較して極めて狭いという事実に注目すべきでしょう」

金融庁はこの問題をどうとらえているのか。監督局保険課に、本誌の調査結果を伝え、あいおい損保の実態に対する見解と今後の対応について尋ねたが、締め切りまでに回答はなかった。

自動車保険に加入しているドライバーは、とりあえず、自分の自動車保険証券をチェックすべきだろう。この問題について行政はどのような対応をとるのか、また、あいおい損保や大株主のトヨタ自動車は、Aさんのような既契約者に対し、今後どのようなフォローを行うのか。引き続き取材を続けていく。

●自動車保険に関する不払い事例、ご意見を編集部にお寄せください

**華があるのはいいけれど、  
ハナにつくのは困ります。**

—だから、医薬部外品の  
エキシウ。満員の電車や映画館で、気になるあの人と超接近したってもうジメジメやニオイが気になりません。



クリームタイプ  
特製 **エキシウ** クリーム

外先に  
さわやか  
クリーム

外出先で便利なスプレータイプもあります

お近くの薬局・薬店で求めください。

ご使用の際は「使用上の注意」をよく読んで、正しくお使いください。 [医薬部外品]

株式会社 東京甲子社 東京都千代田区岩本町3-10-9  
http://www.tokyokoshisha.co.jp/